

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（標準型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・週休2日工事（受注者希望型）

令和6年1月25日

島根県知事 丸山 達也

記

- 1 担当部局 島根県企業局経営課 経営企画スタッフ TEL0852-22-6644
企業局施設課 長寿命化スタッフ TEL0852-22-5675
ただし、「6 総合評価に関する事項」に限る
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

2 入札に付する事項

工事名	三代浄水場 中央監視システム更新工事（以下「本件工事」という。）	工 事 概 要	・中央監視装置製作据付	1式
工事場所	島根県雲南市加茂町三代地内		・コントローラ盤製作据付	1式
予定工期	令和8年3月27日		・各テレメータ盤他機能増設	1式
予定価格	329,483,000円 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）		・試運転調整	1式
支払条件	前金払 各会計年度における支払限度額、出来高予定額及び前金払に関する特記仕様書による。 部分払 令和5年度 無し 令和6年度 有り 3回以内 令和7年度 有り 4回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 （契約後の変更は不可）			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
入札保証金	免除する			
低価格落札者との契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。			

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和4～6年度島根県建設業有資格者名簿に登録され、かつ、以下の「工事種別」を希望してい

ること。

また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

特別共同企業体の構成員資格	構成員の数及び組み合わせ	第1グループ1者、第2グループ1者	
	構成員の営業年数	電気通信工事業の許可を受け5年以上または相当の施工実績を有し、确实かつ円滑に共同施工が確保できると認められること。	
	出資比率	全ての構成員が30%以上の出資比率であること。	
	代表者	第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。	
	有効期限	認定の日から本件工事の完成後12ヶ月を経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の契約が締結された日までとする。	
工事種別	通信設備工事	格付又は客観点数	第1グループ 電気通信工事の客観点数が1200点以上の者
建設工事の種類	電気通信工事		第2グループ 電気通信工事の客観点数が800点以上の者
許可業種	電気通信工事業	許可区分	第1グループ 建設業法第3条1項の規定に基づく特定建設業の許可を有すること。 第2グループ 指定なし
営業所所在地	第1グループ 指定なし 第2グループ 建設業法（昭和24年法第100号）に規定する主たる営業所を島根県内に有すること。		
工事实績等	<p>【第1グループ】</p> <p>ア 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の代表者として、以下の工事の完成及び引き渡し完了（以下「完了」という。）した実績があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者：国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社を含む）、市町村（企業団、事務組合等を含む） ・建設工事の種類：電気通信工事 ・実績の内容：1契約で税込み最終金額が1億8千万円以上で上水道または工業用水道設備の中央監視システム*の新設または更新を含む完了した工事。（修繕、点検は除く） <p>*中央監視システムとは、浄水場にある各ポンプなどの運転や水位、流量、水質、薬液注入、関連施設などの情報を、集中的に監視制御するシステムのことをいう。</p> <p>※国（公団の後継会社、公社を含む）、都道府県（公社を含む）、市町村（企業団、事務組合等含む）の実績は、平成20年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。</p> <p>※工事が、島根県総務部、農林水産部、土木部及び企業局の発注した工事（以下「島根県土木部等発注工事」という）に係る実績である場合は、評定点が65点未満のものは対象としない。</p>		

	<p>※経常 J V にあつては、経常 J V 又は構成員単体で同上の施工実績があること。</p> <p>【第 2 グループ】 実績を問わない。</p> <p>イ 島根県土木部等発注工事のうち、令和 4 年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合、その全工事の工事成績評定点の平均点が 70 点未満でないこと。</p> <p>ウ 島根県土木部等発注工事のうち、令和 4 年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績はないが、令和 3 年度に完了し工事成績評定点を通知した工事の施工実績がある場合は、その全工事の工事成績評定点の平均点が 70 点未満でないこと。</p> <p>※上記イ、ウについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事成績評定通知書（写）など確認資料の添付は不要とする。 ・工事が 1 件の場合には、この工事成績評定点により判断する。 ・元請又は共同企業体（経常 J V を除く）の構成員（出資比率 20% 以上）として契約した工事を対象とする。 <p>エ 令和 4 年度及び令和 5 年度の入札公告前日までに完了した島根県土木部等発注工事又は令和 4 年度に完了した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事成績評定点が 70 点以上であること。</p>
配置技術者	<p>次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）を本件工事に専任で配置できること。なお、特別共同企業体構成員のうち代表者は監理技術者、その他の構成員は、主任技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>ただし、主任技術者は、工場製作期間中の配置を要しないものとする。</p> <p>また、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。</p> <p>ア 配置技術者は、1 級電気通信施工管理技士又は電気通信工事業に関し、これらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者とし、以下エオカに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。</p> <p>イ 専任で配置する配置技術者は、本件工事の競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出日以前 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。</p> <p>ウ 資格確認資料を提出する際に配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（工場及び現場の配置技術者について別々の者を申請する場合は、最大各 3 名の合計 6 名まで申請できる。）を記入して提出することができることとし、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合は候補者のうちのいずれかが本件工事に配置できれば良いものとする。</p> <p>なお、落札者の決定において競争参加資格の確認を行う際は、全ての候補者が入札公告で定める競争参加資格要件を満たしていなければ本件工事における競争参加資格はないものとする。</p> <p>エ 資格確認資料提出時に配置技術者が他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」とい</p>

う。)のいずれかである場合は、従事中の工事の契約上の工期の終期が令和6年4月25日(以下「指定日」という)以前であれば、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

オ 配置技術者の専任配置が必要な現場着手日(現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事が開始される時期)は令和7年4月1日(以下「現場着手日」という。)以降を予定している。

工場製作後に現地着手し、かつ、資格確認資料提出時に他工事に従事中の非専任の主任技術者、専門技術者又は担当技術者であって、他工事の契約上の工期の終期が現場着手日以前である場合には、上記エに関わらず、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

カ 工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、当該期間で別々の者を配置技術者として申請することが出来る。このうち工場製作のみが行われる期間については、現場施工を担当する配置技術者は配置を要しない。

また、工場製作後に現地着手し、かつ、資格確認資料提出時に他工事に従事中の技術者等であって、他工事の契約上の工期の終期が現場着手日以前である場合には、上記オに関わらず、現場専任の配置技術者として申請できるものとする。

工場製作を担当する配置技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることを要しない。

キ 上記エオカで、他工事の契約上の工期の終期が指定日又は現場着手日の翌日以降の場合、指定日又は現場着手日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。

※他工事に従事中の技術者等とは専任・非専任を問わず、コリンズ登録されているか又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。

ク 複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は無効として取り扱う。

なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。

ケ 資格確認資料提出期限後、病休、死亡又は退職等の真にやむを得ない場合(以下「真にやむを得ない場合」という)により配置予定技術者が配置できなくなった場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは 真にやむを得ない場合に限る。

なお、落札後において、配置技術者の専任配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

コ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者の配置は認めない。

<p>低入札価格調査対象工事における配置技術者の増員</p>	<p>本件工事の落札者が、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）第16条第4号又は第5号に該当する者である場合は、配置技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（本件工事の現場代理人との兼務は認めない。）で配置すること。</p> <p>また、増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。</p> <p>なお、増員する技術者は引き続き3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</p>
<p>その他</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>ウ 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていないこと。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>○資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社と子会社の関係にある場合。</p> <p>（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。</p> <p>○人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。</p> <p>（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。</p> <p>その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p> <p>同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号））が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。</p>

4 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分～17時00分までなので、注意すること。（「資格確認資料」、「総合評価技術資料」「工事費内訳書」を添付する際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争参加資格に関する事項

(1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。
(写しも可)

なお、資格確認資料はPDF形式とすること。

資格確認資料	<p>ア 工事实績確認資料</p> <p>以下の(ア)から(ウ)の中から、記3「工事实績等」アに該当することが分かるものを提出すること。また、その工事が島根県土木部等発注工事である場合には、工事成績評定 通知書(写)を添付すること。(ただし、工事成績評定点を含めて証明した(ウ)を提出する場合、又は工事成績評定対象外の工事を除く)</p> <p>(ア) コリンズの「登録内容確認書(写)」(竣工登録に限る)</p> <p>(イ) 竣工検査済証等、発注者が作成したもの</p> <p>(ウ) 発注者が証明したもの(写しも可)</p> <p>※(ア)から(ウ)の複数資料の組み合わせも可</p> <p>イ 配置技術者届</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <p>(ア) 記3「配置技術者」アに該当することがわかる、資格が確認できる資料(資格証明書、監理技術者資格者証等)を添付すること。</p> <p>※監理技術者として配置する場合、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。</p> <p>(イ) 技術者との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)</p> <p>(ウ) 現在従事中の工事がある場合は、指定日以前に配置を外れることが確認できる以下の資料をいずれか一つ添付すること。</p> <p>【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コリンズの「登録内容確認書(写)」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表(コリンズ登録が無い場合に限る。) <p>【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 <p>ウ 業態調書(該当がない場合はその旨記載すること)</p> <p>エ 特別共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第5号)</p> <p>オ 特別共同企業体協定書(様式第6号)の写し</p> <p>以下の資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の直前の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し <p>カ 委任状</p>
--------	---

(2) 資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和6年1月26日～令和6年2月15日 16時00分まで
競争参加資格 の確認	競争参加資格の確認は、提出締切日をもって行うものとし、その結果は電子調達システムにより令和6年2月27日までに通知する。

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。提出期限以降は真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更、差し替え等は認めない。

また、真にやむを得ない場合により配置予定技術者の変更又は差し替えをする場合、変更又は差し替え後の配置予定技術者は変更又は差し替え前の配置予定技術者と評価点が同等以上の者でなければならない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

6 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び配分点

評価項目		配分点 (最大点)
技術提案	(1)－①用水の安定供給に支障を生じさせない施工	5
	(1)－②保守・点検時における作業性等の向上	5
	(1)－③設備の維持管理費縮減	5
企業	(2)－①令和2～令和4年度に完成した工事成績評定点	5
	(2)－②平成25年度から入札公告日前日までの同種工事の施工実績	2
	(2)－③過去5年間の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）	2
配置予定技術者	(3)－①保有資格	1
	(3)－②平成25年度から入札公告日前日までの同種工事の施工経験	2
	(3)－③過去5年間の優秀建設技術者表彰	2
地域貢献・その他	(4)－①ボランティア活動等への参加実績	1
	(4)－②労働福祉関連の状況	1
地理的条件	(5)－①近接地域施工実績	1
加算点の合計		32
その他（減点）	技術提案がない場合の減点	-3.2
	低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点	-5
	県内下請の使用義務付け違反	-1
	県内産資材の使用義務付け違反	-1

各評価項目に対する評価基準および加算点の計算方法は、入札説明書を参照すること。

(2) 技術提案

発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という。）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について評価する。

「技術提案の有無」について、記載が無い場合は、標準点100点を0点とする。

「技術提案の有無」を「有」と記載した場合は、「技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無（以下「標準案での施工の意志」という）」をあわせて記載する。記載がない又は「無」と記載した場合は、標準点100点を0点とする。

「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合は減点評価の対象とする。

(3) 提出する書類

入札参加を希望する者が提出する資料は、入札情報サービス（P P I）からダウンロードしたエクセル形式の電子ファイルにより作成し、P D F形式の電子ファイルに変換した総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）とする。

技術資料は、電子調達システムにより記5の資格確認資料と同時に提出しなければならない。

また、技術資料の評価対象の内容を確認するため発注者が求めた証明書、図面等の添付資料は、P D F形式の電子ファイルで提出しなければならない。

なお、技術資料提出にあたり作成したエクセル形式の電子ファイルの提出に協力すること。

技術資料【P D F形式】の内容	ア 技術資料表紙（様式－1） イ 技術提案 ・用水の安定供給に支障を生じさせない施工（様式－2） ・保守点検時における作業性等の向上（様式－2） ・設備の維持管理費縮減（様式－2） ウ 企業の評価 ・企業の工事成績評定点（様式－3－1）（様式－3－2） ・企業の同種工事の施工実績（様式－4） ・企業の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）（様式－5） エ 配置予定技術者の評価 ・配置予定技術者の保有資格（様式－6） ・配置予定技術者の同種工事の施工経験（様式－7） ・配置予定技術者の優秀建設技術者表彰（様式－8） オ 地域貢献 ・ボランティア活動等への参加実績（様式－9） ・労働福祉関連の状況（a 障害者雇用の実績）（様式－10） （b 育児・介護休業に関する制度）（様式－11） 育児介護チェック表（様式－12） カ 地理的条件 ・近隣地域での施工実績（様式－13）
------------------	--

(4) 技術資料の提出期間

技術資料の提出期間	令和6年1月26日～令和6年2月15日 16時00分まで
-----------	------------------------------

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術資料等では発注者が適正に審査できないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日（休日を含まない。）以内に持参、F A X、又はメールにより提出すること。（ただし、F A X又はメールの着信確認をしなかった場合は不可）

なお、追加資料の再提出は認めない。

(5) 総合評価方式の様式の入手方法

技術資料は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(6) 技術提案の採否

技術提案の採否について「評価する」、「評価しない」及び「不採用」の評価結果を令和6年2月29日までに提出者あて書面で通知する。

技術提案を「評価しない」及び「不採用」とした場合にはその理由も付記する。

(7) 技術提案の不採用に対する理由の説明

不採用の通知を受けた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、不採用の通知を受け取った日の翌日から4日以内（休日は含まない）に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、理由説明期限の翌日から2日以内（休日を含まない）に書面で回答する。

(8) 技術資料に関する質問

技術資料に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和6年2月7日 12時00分まで
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

(9) 技術資料に関するヒアリング

ヒアリングは行わない。

(10) 技術資料の審査について

技術資料の審査は「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」に基づき行う。

(11) ペナルティ

ア 技術提案不履行のペナルティ

技術提案内容を契約書に記載し、落札者が契約後に提出する施工計画書には提案内容を反映させるものとする。

落札者の履行義務有の提案を落札者の責めに帰すべき事由により、提案内容が履行できなかった場合は、評価項目毎にその加算点の最高点（配分点）で工事成績評定点の減点を行う。また、加算点対象の評価項目（技術提案を除く）に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合にも、通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

7 設計図書の閲覧

閲覧期間	公告の日から開札日以降30日間
閲覧方法	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

8 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和6年3月4日 12時00分まで
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

9 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書及び工事費内訳書（以下、「入札書等」という。）を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書等提出期間

提出期日	令和6年3月11日 9時00分～令和6年3月12日 16時00分まで
添付書類	工事費内訳書（PDF形式とすること。）

(2) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。

入札を辞退する者はその具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札書を提出した後、落札決定があるまでに配置予定技術者が真にやむを得ない場合により配置できないこととなった場合に限り、辞退を認める。

その際には速やかに連絡すること。

1.1 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

(3) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

(4) 技術資料のうち「技術資料表紙」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」が未記載若しくは記載に誤りがある者、又は「技術資料表紙」を期日までに提出しない者がした入札

(5) 「技術資料表紙」の工事名欄に他工事名が記載されている者がした入札

(6) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(7) 次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札

ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

ウ 端数調整を行っているもの (ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。)

エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの(建築関連工事を除く。)

オ 値引き表示のあるもの

カ タテヨコ計算に違算があるもの (法定福利費について、行挿入による項目の追記、法定福利費の二重計上によるタテヨコの違算等は無効として取り扱う。)

キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。)のもの(建築関連工事を除く。)

(8) 入札書等提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

(9) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(10) 虚偽の申請書を提出した入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札

(12) 紙入札の場合は次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札

ア 金額の記入がない入札書

イ 金額を訂正した入札書

ウ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

エ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

カ 入札者の押印のない工事費内訳書

1.2 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 低入札要領に基づく数値的判断基準（※1）に適合しない者
※1：本件工事の数値的判断基準の算定にあたっては、別紙のとおりとする。
- (2) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (3) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (4) 入札書等提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

1.3 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

日時	令和6年3月13日 10時00分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

1.4 落札者の決定方法

総合評価の各評価項目得点合計（加算点という）に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

ただし、標準点（100点）を与えない場合があるので、「6 総合評価に関する事項（2）技術提案」を参照のこと。

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

落札者の決定は、前記の総合評価後できるだけ速やかに行い、結果を公表する。

1.5 入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年3月30日島根県告示第276号）に基づき入札結果等に関する書類を入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等を公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

なお、入札者は、自身の評価内容に限り説明を求められることができる。

説明を求める者は、入札結果等の公表をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、説明要求期限の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答する。

1.6 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また総合評価方式で落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日(休日を含まない)以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送(必着)して提出しなければならない。

②総合評価方式で落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送(必着)して提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、原則として(1)①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日(休日を含まない)以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

1.7 再苦情申立て

1.6(2)の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続について(平成13年12月7日管発第396号)の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立ては、島根県入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話 0852-22-5185

1.8 低入札価格調査対象工事の取扱

本件工事が低入札価格調査制度における調査基準価格(※1)を下回る価格で請負する工事となった場合、次の事項による。

※1：本工事の調査基準価格の算定にあたっては、別紙のとおりとする。

(1) コンクリート構造物の適正な品質確保のため、次の規定により、非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定並びに非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。

・微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)

(平成20年3月5日付 技第666号)

・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)

(平成20年3月5日付 技第664号)

(2) 島根県公共工事請負契約約款第45条に規定する契約不適合責任期間は工事目的物の引き渡しを受けた日から4年間とする。また、当該期間中は次の規定により、受注者において年1回現場調査を行い、施設管理者に報告するものとする。

・低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領

(令和2年3月16日付 技第483号)

(3) 請負者は工事完成後に実施する工事コスト調査に協力しなければならない。

・島根県工事コスト調査実施要領

(平成21年7月31日付 技第257号)

(4) 本件工事の工事成績評定点が70点未満であったときは、工事成績評定通知の日の属する年度及び翌年度において、島根県が発注する工事の入札に参加することができなくなる。ただし、工事完成が3月31日までで、工事成績評定通知が翌年度の4月1日以降となっ

た場合は通知した日の属する年度だけを対象とする。

なお、入札に参加することができなくなる期間は、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第17条第2項の規定により延長する場合がある。

- (5) 監理技術者または主任技術者が現場代理人を兼務することはできない。
- (6) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第16条第4号に該当する者である場合は配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任（本件の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。）で配置しなければならない。
- (7) 配置予定技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。
- (8) 島根県公共工事品質証明実施要領（平成20年1月11日付 技第550号）の対象工事とする。

1.9 その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。
- (3) 本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（2次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。
- (4) 受注者が上記（3）に違反していると認める場合、違約金の請求及び指名停止措置、並びに成績評定点の減点を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。）
- (5) 請負代金内訳書（工事費内訳書）への法定福利費の明示の取り組み（令和2年8月18日付土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」）に基づき、工事費内訳書へ法定福利費の明示を行う場合は、下記の事項に留意すること。

※工事費内訳書への記載上の注意事項

- ・ 工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効とはならない。
- ・ 受注者の積算した法定福利費は、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること（行挿入により、その他の項目を追記すると工事費内訳書の無効事由に該当します。）。
- ・ 工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意すること。

上記取り扱いの詳細については下記ホームページへ掲載していますので、ご確認下さい。

「島根県発注工事における社会保険加入促進対策について」

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/

- (6) 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (7) その他詳細不明の点については、記1の担当部局に照会すること。

別 紙

調査基準価格、数値的判断基準について

1 調査基準価格

本件工事における調査基準価格の算定は、以下の①～④の合計額とする。

ただし、その合計額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。(いずれも概ねの数値)

- ①直接工事費（直接製作費＋直接工事費）の100%
- ②共通仮設費（間接労務費＋共通仮設費）の90%
- ③現場管理費（工場管理費＋現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の90%
- ④一般管理費（機器単体費の一般管理費等＋工事費の一般管理費等）の70%

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、「機器単体費の一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

2 数値的判断基準

本件工事内訳書の記載から、以下の各項目のすべてを満たすことが確認できること。

- ①直接経費（直接製作費＋直接工事費＋共通仮設費積み上げ分）が県の設計金額の85%以上であること。
- ②間接労務費＋共通仮設費定率分が県の設計金額の70%以上であること。
- ③現場管理費（工場管理費＋現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）が県の設計金額の70%以上であること。
- ④一般管理費（機器単体費の一般管理費等＋工事費の一般管理費等）が県の設計金額の30%以上であること。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、「機器単体費の一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

配置技術者届

商号又は 名称(会社名)			
ふりがな 氏名			
工事名			
資格区分			
監理技術者証	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日交付) <input type="checkbox"/> 無		
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以上の雇用関係がある <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない		
同一技術者を配 置技術者として 届け出たその他 の工事	発注機関名	工事名	開札日時
			月 日 :
			月 日 :
配置技術者の工事経験 (以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要)			
工事名			
発注機関名			
工期	(着工)	年 月 日 (完成)	年 月 日
工事概要	項目	形式・数量等	項目

必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

複数の配置技術者を届出の場合は別葉とし、落札者となった場合はいずれかの者を本件工事に配置すること。

届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

届け出た全ての配置技術者が本件工事に配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

業 態 調 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

建設業の許可番号

印

1 資本関係に関する事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	建設業の許可番号

2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職

- (注) 1 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。
2 「建設業の許可番号」の欄には、当該他社の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。
3 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更正又は民事再生の手續中である会社の管財人を記入すること。
なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。
4 年度中途に異動があった場合は、速やかに届け出ること。

様式第5号(第9条関係)

特別共同企業体入札参加資格審査申請書(年度)

年 月 日

島根県知事 様

建設共同企業体の名称
代表者の住所・名称・氏名
構成員の住所・名称・氏名

今般貴県所管に係る下記の建設工事の入札に連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため_____を代表者とする建設共同企業体を結成したので別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。
記

1 工事名

2 工事の種別

3 出資比率(商号又は名称) %

(") %

様式第6号(第9条関係)

特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特別共同企業体は、島根県発注による_____工事(附帯する事業を含む。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特別共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、____年____月____日に成立し、その存続期間は____年とする。ただし、____年を経過しても第1条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所在地_____

商号又は名称_____

所在地_____

商号又は名称_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の各構成員の出資割合は次のとおりとする。

出資の割合 _____ 商号又は名称 _____ %

_____ 商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の当該工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の竣工後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じさせた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき、かしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特別共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者

所在地
商号又は名称
印

代表者

所在地
商号又は名称
印

様式第4号(第4条、第9条関係)

委任状

年 月 日

島根県知事 様

所在地
商号又は名称
印

代表者名

私は、次の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで、
共同企業体に係る下記の権限を委任します。

受任者 所在地
役職名
氏名

記

- 1 共同企業体協定の締結に関する権限
- 2 建設工事入札参加資格審査申請に関する権限
- 3 入札及び見積りに関する権限
- 4 契約の締結に関する権限
- 5 工事の施工に関する権限
- 6 代金の請求及び受領に関する権限
- 7 復代理人選任に関する権限

受任者使用印鑑

注 1から7までの権限については、必要なもののみ掲げること。